

ほくとびあメンバーズ規約

(名 称)

第1条 この会の名称は、「ほくとびあメンバーズ」といいます。

(趣 旨)

第2条 この規約は、「ほくとびあメンバーズ」(以下「メンバーズ」という。)の運営について必要な事項を定めるものとします。

(会 員)

第3条 会員とは本規約を承認のうえ、公益財団法人北区文化振興財団(以下「財団」という。)設置の、ほくとびあメンバーズ事務局(以下「事務局」という。)に入会の申込をし、かつ財団が入会を認めた方をいいます。

2会員が資格を有する期間(以下「会員期間」という。)は、入会日(会員証発行日)から1年間とします。

(入会手続)

第4条 メンバーズに入会しようとする者は、ほくとびあメンバーズ入会申込書(以下「申込書」という。)を事務局に提出するものとします。

(会員証)

第5条 会員には会員証を発行します。発行した会員証は退会手続きがなされるまで会員資格を証するものとします。ただし、第13条に定める会員資格を喪失した場合は、この限りではありません。

(会 費)

第6条 会費は年間2,000円とし、財団が定めた方法により支払うものとします。

(チケット購入)

第7条 会員は、財団が主催または指定する公演について、割引料金でチケットを購入できるものとします。

2前項の公演、申込期間、販売金額などについては、財団が決定し、会員に通知するものとします。

3チケットは事務局に直接、電話で申し込むものとします。ただし、一般発売日以降は、電話受付のほかに、北とびあ1階チケット売場でも会員証を提示し、現金で購入できるものとします。

4事務局は、電話申込みを受けた後、チケットを会員に郵送するものとします。北とびあ1階チケット売場で購入した場合は、その場でチケットをお渡しするものとします。

5会員は、チケットを受け取ったときに誤りがある場合は速やかに事務局へ連絡するものとします。ただし、申込みのチケットについて、キャンセルまたは変更はできないものとします。

6会員は、チケットの申込みから3週間経ってもチケットが郵送されてこない場合は速やかに事務局へ連絡するものとします。

(会員サービス)

第8条 会員は、財団が行う各種サービスを所定の方法により利用することができるものとします。

(代金の支払い方法)

第9条 会費、チケット代金の支払い方法は、全額一括払いとし、会員があらかじめ指定した口座から事務局の指定した期日に自動振替によって支払うものとします。

(会員証の紛失・盗難)

第10条 会員は、会員証を紛失し、または盗難にあったときは、ただちに事務局に届け出るものとします。

2会員が紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用されることにより生じた損害は、会員がすべてその損害の責めを負うものとします。

(届出事項の変更等)

第11条 会員は、氏名、住所、勤務先および預金口座等、入会時に登録した内容に変更が生じた場合は、ただちにその内容を事務局に届け出るものとします。

2会員は、前項の届出がないために事務局からの送付書類などが延着または不到着となっても、異議を申し述べることができないものとします。

(退会等)

第12条 会員の都合により退会するときは、財団に退会の届出をし、債務を完済するとともに、会員証を返却するものとします。なお、会員期間の中途に退会する場合であっても、会費は返還しないものとします。

(会員の資格の喪失)

第13条 財団は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 入会時に虚偽の申告があったとき
- (2) 会費、チケット代金の支払いを怠ったとき
- (3) 他人に会員証を転貸するなど会員としてふさわしくない行為をしたとき
- (4) 財団が定めた規約に違反したとき

(事務取扱い)

第14条 この運営に関する事務の取扱いは、事務局が行うものとします。

(規約の変更)

第15条 本規則を変更した場合には、財団は直ちに会員に通知するものとします。

付則この規則は、平成6年1月1日から適用するものとします。

付則この規則は、平成9年4月1日から適用するものとします。

付則この規則は、平成24年4月1日から適用するものとします。

付則この規則は、平成26年4月1日から適用するものとします。